

平成23年4月1日

申請者 各位

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

消防同意の取り扱いについてのお知らせ

消防同意につきましては、「一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるもの」と定められていますが、各市により一部の取扱いが異なります。
下記にてご確認いただき、円滑な審査にご協力を御願ひ致します。

行政庁	適用の有無	備考
伊東市	<input type="checkbox"/>	
沼津市	<input type="checkbox"/>	
三島市	<input type="checkbox"/>	
裾野市	◎	
御殿場市	◎	
富士宮市	<input type="checkbox"/>	
富士市	◎	
静岡市	◎	
島田市	<input type="checkbox"/>	
焼津市	◎	
藤枝市	<input type="checkbox"/>	
磐田市	◎	
掛川市	<input type="checkbox"/>	
袋井市	◎	
浜松市	◎	ただし、農業用倉庫は同意必要
湖西市	<input type="checkbox"/>	
静岡県	—	各特定行政庁に準じた扱いを可とする

- ◎・・・別棟の自動車車庫、物置ついて住宅の一部として取り扱い、消防同意が不要な行政庁
- ・・・住宅の用途以外はすべて消防同意が必要な行政庁